

○租税特別措置法施行令第五条の五の二第二項及び第二十七条の十一の二第二項の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準を定める件（平成三十一年経済産業省告示第八十四号）

最終改正 令和二年十月一日

租税特別措置法施行令第五条の五の二第二項及び第二十七条の十一の二第二項に規定する地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示（平成二十九年農林水産省、経済産業省、国土交通省、告示第一号）第一項第五号に該当することとする。

総務省、財務省、厚生労働省、
農林水産省、
環境省、
経済産業省、
国土交通省

附 則 （令和二年九月十六日経済産業省告示第百九十号）

この告示は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。